



令和3（2021）年度
総 会 議 案 書

令和3年4月29日（木・祝）
とちぎ健康の森講堂

次 第

- 1 開会の言葉
- 2 会長挨拶
- 3 理事長挨拶
- 4 来賓祝辞・来賓紹介
- 5 議長選出
- 6 議 事
 - (1) 令和2年度事業報告並びに会計報告、会計監査報告
 - (2) 役員改選・新役員あいさつ
 - (3) 規約改正（一部）
 - (4) 令和3年度事業計画案並びに会計予算案審議
 - (5) その他
- 7 各種大会実施規定改定の伝達
- 8 事務連絡
- 9 閉会の言葉

栃木県吹奏楽連盟事務局

〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F

TEL・FAX 028-632-7978

ホームページ <http://www.tochisuiaren.com>

メールアドレス tochisuiaren-office@topaz.ocn.ne.jp

事務局長 西垣 徹（栃木県立宇都宮中央女子高等学校）

栃木県吹奏楽連盟

令和3年度（令和3年4月11日現在） 加盟団体数一覧

支部名	小学生	中学校	高校	大学	職場・一般	合計
塩 那	3	16	14	0	2	35
上 都 賀	10	13	4	0	1	28
宇 河	11	28	13	2	11	65
下 都 賀	2	27	11	2	1	43
芳賀・真岡	7	14	5	0	3	29
佐野・足利	0	10	11	1	2	24
合 計	33	108	58	5	20	224

令和 2 年度 支部別事業報告

	事業名	期日（曜日）	会 場
支部別講習会	塩那支部講習会	R 2.11 / 22(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	那須塩原市立三島中学校
	上都賀支部講習会	R 2.5 / 24(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	日光市立今市中学校
	宇河支部講習会	R 2.5 / 23(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	作新学院高等学校
	芳賀・真岡支部講習会	R 2.5 / 10(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	真岡北陵高等学校
	下都賀支部講習会	R 2.5 / 23(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	小山市立小山中学校
		R 2.11 / 7(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	小山市立小山第二中学校
	佐野・足利支部講習会		
支部別演奏会	塩那支部	R 2.7 / 26(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	那須塩原市黒磯文化会館
	上都賀支部	R 2.6 / 27(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	日光市今市文化会館
	宇河支部	R 2.7 / 11(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	栃木県総合文化センター
		R 3.3 / 21(日)	宇都宮市文化会館
	芳賀・真岡支部	R 2.7 / 19(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	真岡市民会館
	下都賀支部	R 2.7 / 18(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	小山市立文化センター
		R 2.7 / 19(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	栃木市栃木文化会館
		R 3.3 / 14(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	壬生中央公民館 (壬生城址公園ホール)
		R 3.3 / 20(土) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	小山市立文化センター
	佐野・足利支部	R 2.7 / 19(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	足利市民会館
		R 2.9 / 6(日) (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)	佐野市文化会館

令和 2 年度 地区アンサンブルコンテスト実施報告

	地区名	期日（曜日）	部 門	会 場
アンサンブルコンテスト	県北地区	R 2.12 / 6(日)	小、中、高 (演奏データによる審査)	トヨタウッドホーム宇都宮支店 すまいるプラザ「オトスク」
	県央地区	R 2.12 / 5(土)	中	栃木県教育会館
		R 2.12 / 6(日)	小、高、大、職・一	
	県南地区	R 2.12 / 11(金)	高	市民“いちご”ホール (真岡市民会館)
		R 2.12 / 12(土)	小、中1組	
		R 2.12 / 13(日)	中2組、大	

令和2年度 事業報告

	事業名		期日（曜日）	会 場	備 考	
会 議	総 会		R 2.4／29(水・祝)	とちぎ健康の森	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止 (理事・代議員による書面議決) 令和２年度事業計画・予算審議・その他	
	理事会		R 2.4／20(日)	宇都宮市文化会館	総会資料審議	
			R 3.2／28(日)	とちぎ健康の森	臨時理事会	
	常任理事会		R 2.4／5(日)	栃木県教育会館	臨時常任理事会	
			R 2.4／12(日)	宇都宮市文化会館	総会資料審議	
			R 2.6／7(日)	宇都宮市文化会館	令和３年度各種大会審査員選出	
			R 2.7／5(日)	宇都宮市文化会館	県コンクール開催要項・東関東コンクール参加要項	
			R 2.8／29(土)	宇都宮市文化会館		
			R 2.9／26(土)	宇都宮市文化会館		
			R 2.11／8(日)	宇都宮市文化会館	令和２年度アンサンブルコンテスト地区代表数	
			R 2.12／18(金)	宇都宮市文化会館	県アンサンブルコンテスト実施要項	
			R 3.2／11(木・祝)	栃木県教育会館		
			R 3.3／7(日)	宇都宮市文化会館	臨時常任理事会	
	三役会		R 2.5／14(木)	吹連事務局	臨時三役会	
			R 2.9／10(木)	吹連事務局	令和２年度行事の反省・令和３年度行事計画	
			R 3.1／9(土)	ホテル東日本宇都宮		
			R 3.2／1(月)	吹連事務局	臨時三役会	
	監査会		R 2.4／6(月)	吹連事務局	令和元年度の監査	
	事務局会		隔週開催	吹連事務局		
栃木県吹奏楽連盟事業	吹奏楽コンクール	中学B１組	R 2.7／29(水)	宇都宮市文化会館	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止	
		中学B２組	R 2.7／30(木)			
		高校C D B	R 2.7／31(金)			
		中学C B、高校A	R 2.8／7(金)			
		中学A	R 2.8／8(土)			
		小学生	R 2.8／9(日)			
		大学				
		職場・一般				
	小学生バンドフェスティバル マーチングコンテスト		R 2.8／27(木)	栃木県立県南体育館	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止	
	アンサンブルコンテスト	グループ参加数	R 2.12／27(日)	宇都宮市文化会館	参加 計69グループ	
		小学生			12グループ（県北３ 県央２ 県南７）地区大会（県北８ 県央７ 県南16）	
		中学校			30グループ（県北６ 県央14 県南10）地区大会（県北31 県央57 県南71）	
		高等学校			21グループ（県北４ 県央７ 県南10）地区大会（県北22 県央22 県南37）	
		大 学			３グループ（県北０ 県央１ 県南２）地区大会（県北０ 県央１ 県南２）	
		職場・一般			４グループ（県北０ 県央３ 県南０）地区大会（県北０ 県央４ 県南０）	
		審査員 市原 満（オーボエ） 北野圭威秩（パーカッション）			鈴木 英史（作曲） 佛坂咲千生（トランペット） 山岸明彦（チューバ）	
	吹奏楽講習会		R 3.2／13(土)・14(日)	宇都宮市文化会館	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止	
	その他	吹奏楽連盟賞				栃木県吹奏楽連盟賞（1298）・東関東吹奏楽連盟賞（99）
	広報誌発行					広報誌「吹奏太郎」発行（年２回）

	事業名	期日(曜日)	会 場	備 考
東関東吹奏楽連盟事業	総 会	R 2.5 / 2(土)	KFC Hall&Rooms (東京都)	中止(理事・代議員による書面議決) 令和2年度事業計画・予算審議
	マーチング 講習会・発表会	R 2.5 / 6(水・祝)	清水公園・野田市総合 公園体育館(千葉県)	The World of Brass 2020 参加校 壬生町立南犬飼中学校 宇都宮南高等学校 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)
	特別指導者研修会	R 2.5 / 15(金) ～17(日)	アクトシティ浜松	第51回日本吹奏楽指導者クリニック (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)
	バンド セッション	バンドセッション	R 2.6 / 6(土)	プレコンサート・東関東高等学校選抜バンド公開リハーサル (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)
		選抜吹奏楽大会	R 2.6 / 7(日)	「第21回東関東選抜吹奏楽大会」 参 加 計15団体(栃3 茨6 千3 神3) 参加校 真岡キッズハーモニー 宇都宮市立泉が丘中学校 真岡高等学校 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)
	吹奏楽 コンクール	高等学校A	R 2.9 / 5(土)	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
		中学校A	R 2.9 / 6(日)	
		高等学校B	R 2.9 / 12(土)	
		小学生	R 2.9 / 13(日)	
		中学校B	R 2.9 / 19(土)	
		大 学	R 2.9 / 20(日)	
		職場・一般	R 2.9 / 20(日)	
	小学生バンドフェスティバル マーチングコンテスト		R元.10 / 4(日)	千葉県ポートアリーナ
	アンサンブル コンテスト	小学生	R 3.1 / 23(土)	益子町立益子小学校木7(金) 真岡キッズハーモニー木8(銀) 真岡キッズハーモニー金8(金) 高根沢町立阿久津小学校打3(金) 栃木市立栃木第三小学校打3(金)
		高等学校		県立宇都宮中央女子高等学校Sax4(銀) 幸福の科学学園高等学校木3(銀) 県立宇都宮中央女子高等学校金8(銅) 県立佐野高等学校打6(銅) 作新学院高等学校木7(銀) 県立真岡女子高等学校Cl4(銅) 作新学院高等学校木8(銀)
		大 学		白鷗大学ウィンドオーケストラ木3(銀) 作新学院大学木8(金)
		中学校	R 3.1 / 24(日)	幸福の科学学園中学校打3(銀) 真岡市立真岡東中学校木5(銅) 宇都宮市立雀宮中学校打3(銀) 宇都宮市立泉が丘中学校Cl3(銀) 宇都宮市立河内中学校打3(銅) 高根沢町立阿久津中学校Sax3(銀) 真岡市立真岡西中学校打3(銅)
		職場・一般		宇都宮ブラスソサエティ金4(銅) ゼーレン・フォルクス・オルケスタ金8(銀) 宇都宮北高吹奏楽部OBOGバンド金8(銅)
全日本吹奏楽連盟事業	総 会	R 2.5 / 29(金) R 2.5 / 30(土)	ホテルニューオータニ 大阪	書面議決
	第38回 全日本吹奏楽 コンクール	中学の部	R 2.10 / 24(土)	名古屋国際会議場 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
		高校の部	R 2.10 / 25(日)	
		大学の部	R 2.10 / 31(土)	
		職場・一般の部	R 2.11 / 1(日)	
	第39回 全日本小学生バンドフェスティバル	R 2.11 / 21(土)	大阪城ホール	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
	第33回 全日本マーチングコンテスト	R 2.11 / 22(日)		
	第44回 全日本アンサンブルコンテスト	R 3.3 / 20(土)	宮崎県 メディキュット県民文化センター	
その他	会報「すいそうがく」			No.214～No.216(7・12・1月発行)
	第20回 東日本学校吹奏楽大会	R 2.10 / 10(土) R 2.10 / 11(日)	山梨県甲府市 YCC県民文化ホール	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

令和2年度 収支決算書

科 目	R2修正予算額	R2決算額	一般会計	特別会計	比較増減	摘 要
(収入の部)						
1 財産収入	0	0	0	0	0	
2 会費収入	3,682,400	3,635,600	3,635,600	0	△ 46,800	224団体(新規入会金含)会費
3 事業費収入	1,100,000	1,234,770	1,086,598	148,172	134,770	
①楽曲講習会	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
②コンクール	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
③マーチングコンテスト	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
④アンサンブルコンテスト	1,100,000	1,234,770	1,086,598	148,172	134,770	
⑤吹奏楽講習会	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
⑥スプリングフェスティバル	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
4 交付金収入	350,000	350,000	350,000	0	0	全日本吹連・東関東吹連より
5 雑収入	600	49	0	49	△ 551	利息等
①収入合計	5,133,000	5,220,419	5,072,198	148,221	87,419	
(支出の部)						
1 事業費	1,950,000	2,060,153	1,812,934	247,219	110,153	
①楽曲講習会	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
②コンクール	450,000	455,696	401,012	54,684	5,696	審査員キャンセル料等
③マーチングコンテスト	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
④アンサンブルコンテスト	1,500,000	1,544,827	1,359,448	185,379	44,827	
⑤吹奏楽講習会	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
⑥スプリングフェスティバル	0	59,630	52,474	7,156	59,630	審査員キャンセル料等
2 管理費	7,400,000	7,589,189	6,678,487	910,702	189,189	
人件費	1,400,000	1,396,422	1,228,851	167,571	△ 3,578	事務賃金
消耗品費	1,300,000	1,452,212	1,277,947	174,265	152,212	事務用品、切手・郵送費、電気代、通信費等
会議費	1,200,000	1,249,586	1,099,636	149,950	49,586	常任理事会会場使用料、常任理事会旅費等
接待費	60,000	57,160	50,301	6,859	△ 2,840	手土産品代、役員会食費等
慶弔費	50,000	43,000	37,840	5,160	△ 7,000	
賃貸料	1,200,000	1,045,380	919,934	125,446	△ 154,620	家賃
管理諸費	760,000	747,678	657,957	89,721	△ 12,322	税理士報酬、ホームページ管理費、印刷機保守料等
租税公課	900,000	1,035,100	910,888	124,212	135,100	税金等
印刷費	450,000	534,400	470,272	64,128	84,400	総会議案書・連盟賞・広報誌印刷代等
雑費	80,000	28,251	24,861	3,390	△ 51,749	振込手数料等
3 特定支出	2,027,600	1,685,100	1,633,608	51,492	△ 342,500	
事業振興交付金	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	0	地区補助金
諸会費	40,000	6,000	0	6,000	△ 34,000	法人会費
東関東吹連会費	387,600	379,100	333,608	45,492	△ 8,500	
吹奏楽振興費	300,000	0	0	0	△ 300,000	
4 減価償却資産	200,000	0	0	0	△ 200,000	
減価償却資産	200,000	0	0	0	△ 200,000	
5 周年特別預金支出	300,000	0	0	0	△ 300,000	
6 予備費	55,400	0	0	0	△ 55,400	
②支出合計	11,633,000	11,334,442	10,125,029	1,209,413	△ 298,558	
当期差引残高	△ 6,500,000	△ 6,114,023	△ 5,052,831	△ 1,061,192	385,977	

	一般会計	特別会計
令和2年度 歳入総額	5,072,198	148,221
令和2年度 差引残高	△ 5,052,831	△ 1,061,192
特別会計から一般会計へ繰越	△ 1,061,192	
次年度繰越金	△ 6,114,023	0

令和2年度歳入歳出額について

歳入決算額	5,220,419
歳出決算額	11,334,442
差引残高	△ 6,114,023

事業準備運営金について

令和元年度末残高	16,506,953
次年度繰越金	△ 6,114,023
令和3年度経費前納金	△ 323,140
現在残高	10,069,790

監 査 報 告

令和2年度収入及び支出に関する会計帳簿, 会計収支報告, 領収書等を
監査した結果, 適正かつ正確に処理されていることを認めます。

令和3年4月13日

監 事

監 事

青山 佐知子 (青)

都野 祐俊 (都)

令和 3 年度 支部別事業計画 (案)

	事業名	期日 (曜日)	会 場
支部別講習会	塩那支部講習会	R 3.11 / 28(日)	那須塩原市立三島中学校
	上都賀支部講習会	R 3.6 / 6(日)	日光市立今市中学校
	宇河支部講習会	R 3.5 / 22(土)	作新学院高等学校
	芳賀・真岡支部講習会	R 3.5 / 9(日)	未定
	下都賀支部講習会	R 3.11 / 6(土)	未定
	佐野・足利支部講習会	R 3.11 (日にち未定)	未定
支部別演奏会	塩那支部	R 3.7 / 24(土)	那須塩原市黒磯文化会館
	上都賀支部	R 3.7 / 18(日)	鹿沼市民文化センター
	宇河支部	R 3.7 / 17(土)	宇都宮市文化会館
		R 4.3 / 21(月・祝)	宇都宮市文化会館
	芳賀・真岡支部	R 3.7 / 18(日)	市民“いちご”ホール (真岡市民会館)
	下都賀支部	R 3.7 / 17(土)	小山市立文化センター
		R 3.7 / 18(日)	城址公園ホール (壬生町中央公民館)
		R 4.3 (日にち未定)	栃木地区
		R 4.3 / 19(土)	小山市立文化センター
	佐野・足利支部	R 3.7 / 18(日)	足利市民プラザ
		R 3.9 / 5(日)	佐野市文化会館

令和 3 年度 地区アンサンブルコンテスト実施計画 (案)

	地区名	期日 (曜日)	部 門	会 場
アンサンブルコンテスト	県北・県央地区	R 3.12 / 4(土)	未定	栃木県教育会館
		R 3.12 / 5(日)	未定	
	県南地区	R 3.12 / 4(土)	中学校 1 組、高校 1 組	芳賀町民会館
		R 3.12 / 5(日)	中学校 2 組、高校 2 組	

※ 小学生の部, 大学の部, 職場・一般の部 は地区予選なし。

令和 3 年度 事業計画 (案)

	事業名	期日 (曜日)	会 場	備 考
会 議	総 会	R 3.4 / 29(木・祝)	とちぎ健康の森	令和 3 年度事業計画・予算審議・その他
	常任理事会	R 3.4 / 11(日)	とちぎ健康の森	総会資料審議
		R 4.1 / 8(土)	未定	
	理事会	R 3.6 / 13(日)	宇都宮市文化会館	令和 4 年度各種大会審査員選出
		R 3.7 / 4(日)	未定 コンセーレ	県コンクール実施要項
		R 3.8 / 29(日)	未定	東関東コンクール実施要項
		R 3.12 / 19(日)	未定	県アンサンブルコンテスト実施要項
		R 4.2 / 19(土)	未定	令和 4 年度事業計画・その他
	理事会・支部長会	R 3.11 / 14(日)	未定	令和 3 年度アンサンブルコンテスト地区代表数
	監査会	R 3.4 / 13(火)	吹連事務局	令和 2 年度の監査
	事務局会	隔週開催	吹連事務局	
栃木県吹奏楽連盟事業	吹奏楽コンクール	中学 B 1 組	R 3.7 / 29(木)	中学 A が旧で終わらない可能性がある場合は、3/4(日・祝)にも実施。 その場合、中学 CD、中 B 代表選考会、高校 A は3隔日 3/11 に実施する。
		中学 B 2 組	R 3.7 / 30(金)	
		高校 C D B	R 3.7 / 31(土)	
		中学 A	R 3.8 / 7(土)	
		小学 D、小学生、大学、職場・一般	R 3.8 / 8(日)	
		中学 C D、中学 B 代表選考会、高校 A	R 3.8 / 9(月・祝)	
	小学生バンドフェスティバルマーチングコンテスト	R 3.8 / 25(木)	栃木県立県南体育館	
	アンサンブルコンテスト	R 3.12 / 26(日)・27(月)	栃木県総合文化センター	県アンサンブルコンテスト
	吹奏楽講習会	R 4.2 / 12(土)・13(日)	宇都宮市文化会館	
その他	吹奏楽連盟賞			栃木県吹奏楽連盟賞・東関東吹奏楽連盟賞
	広報誌発行			広報誌「吹奏太郎」発行 (年 2 回)

事業名		期日（曜日）	会 場	備 考	
総 会		R 2.5 / 2(日)	つくばイノベーション プラザ	令和3年度事業計画・予算審議	
マーチング 講習会・発表会				(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)	
特別指導者研修会		R 3.5 / 15(土) ～16(日)	アクトシティ 浜松		
バンドセッション	バンドセッション			(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)	
	選抜吹奏楽大会			(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止)	
吹奏楽コンクール	高等学校 A	R 3.9 / 4(土)	神奈川県 よこすか芸術劇場		
	中学校 A	R 3.9 / 5(日)			
	高等学校 B	R 3.9 / 11(土)	栃木県 宇都宮市文化会館		
	小学生	R 3.9 / 12(日)			
	中学校 B	R 3.9 / 18(土)	茨城県水戸市 ザ・ヒロサワ・シティ 会館		
	大 学	R 3.9 / 19(日)			
	職場・一般				
	小学生バンドフェスティバル マーチングコンテスト		R 3.10 / 3(日)	千葉ポートアリーナ	
アンサンブル コンテスト	小学生	R 4.1 / 22(土)	千葉県君津市 君津市民文化ホール		
	高等学校				
	大 学				
	中学校	R 4.1 / 23(日)			
	職場・一般				
全日本吹奏楽連盟事業	総 会	R 3.5 / 28(金)	ニューオオタニ 幕張		
		R 3.5 / 29(土)			
	第69回全日本吹奏楽コンクール	中学の部	R 3.10 / 23(土)	名古屋国際会議場	
		高校の部	R 3.10 / 24(日)		
		大学の部	R 3.10 / 30(土)	高松市 香川県県民ホール (レクザムホール)	
		職場・一般の部	R 3.10 / 31(日)		
	第40回 全日本小学生バンドフェスティバル	R 3.11 / 20(土)	大阪城ホール		
	第34回 全日本マーチングコンテスト	R 3.11 / 21(日)			
	第45回 全日本アンサンブルコンテスト	R 4.3 / 19(土)	山形県 山形県総合文化芸術館		
	会報「すいそうがく」				No.217～No.219（7・12・1月発行）
その他	第21回 東日本学校吹奏楽大会	R 3.10 / 9(土) R 3.10 / 10(日)	北海道 札幌コンサートホール Kitara		

令和3年度 収支予算書 (案)

科 目	R2修正予算額	R3予算額	比較増減	摘 要
〈収入の部〉				
1 財産収入	0	0	0	
2 会費収入	3,682,400	3,628,800	△ 53,600	224団体(新規入会金含)会費
3 事業費収入	1,100,000	20,150,000	19,050,000	
①楽曲講習会	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止
②コンクール	0	18,000,000	18,000,000	
③マーチングコンテスト	0	150,000	150,000	
④アンサンブルコンテスト	1,100,000	1,500,000	400,000	
⑤吹奏楽講習会	0	500,000	500,000	
4 交付金収入	350,000	850,000	500,000	全日本吹連・東関東吹連より
5 雑収入	600	200	△ 400	利息等
①収入合計	5,133,000	24,629,000	19,496,000	
〈支出の部〉			0	
1 事業費	1,950,000	16,300,000	14,350,000	
①楽曲講習会	0	0	0	新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止
②コンクール	450,000	12,300,000	11,850,000	
③マーチングコンテスト	0	500,000	500,000	
④アンサンブルコンテスト	1,500,000	2,500,000	1,000,000	
⑤吹奏楽講習会	0	1,000,000	1,000,000	
2 管理費	7,400,000	6,620,000	△ 780,000	
人件費	1,400,000	1,300,000	△ 100,000	事務賃金
消耗品費	1,300,000	1,300,000	0	事務用品, 切手・郵送費, 電気代, 通信費等
会議費	1,200,000	1,200,000	0	理事会会場使用料, 理事会旅費等
接待費	60,000	60,000	0	手土産品代, 役員会食費等
慶弔費	50,000	50,000	0	
賃貸料	1,200,000	1,200,000	0	家賃
管理諸費	760,000	760,000	0	税理士報酬, ホームページ管理費, 印刷機保守料等
租税公課	900,000	200,000	△ 700,000	税金等
印刷費	450,000	500,000	50,000	総会議案書・連盟賞・広報誌等印刷代等
雑費	80,000	50,000	△ 30,000	振込手数料等
3 特定支出	2,027,600	1,700,800	△ 326,800	
事業振興交付金	1,300,000	1,000,000	△ 300,000	地区補助金, 研修補助金等
諸会費	40,000	20,000	△ 20,000	文化協会会費, 法人会会費等
東関東吹連会費	387,600	380,800	△ 6,800	
吹奏楽振興費	300,000	300,000	0	佼成ウインド演奏会助成等
4 減価償却資産	200,000	0	△ 200,000	
減価償却資産	200,000	0	△ 200,000	
5 周年特別預金支出	0	0	0	
6 予備費	55,400	8,200	△ 47,200	
②支出合計	11,633,000	24,629,000	12,996,000	
差引残高	△ 6,500,000	0	6,500,000	

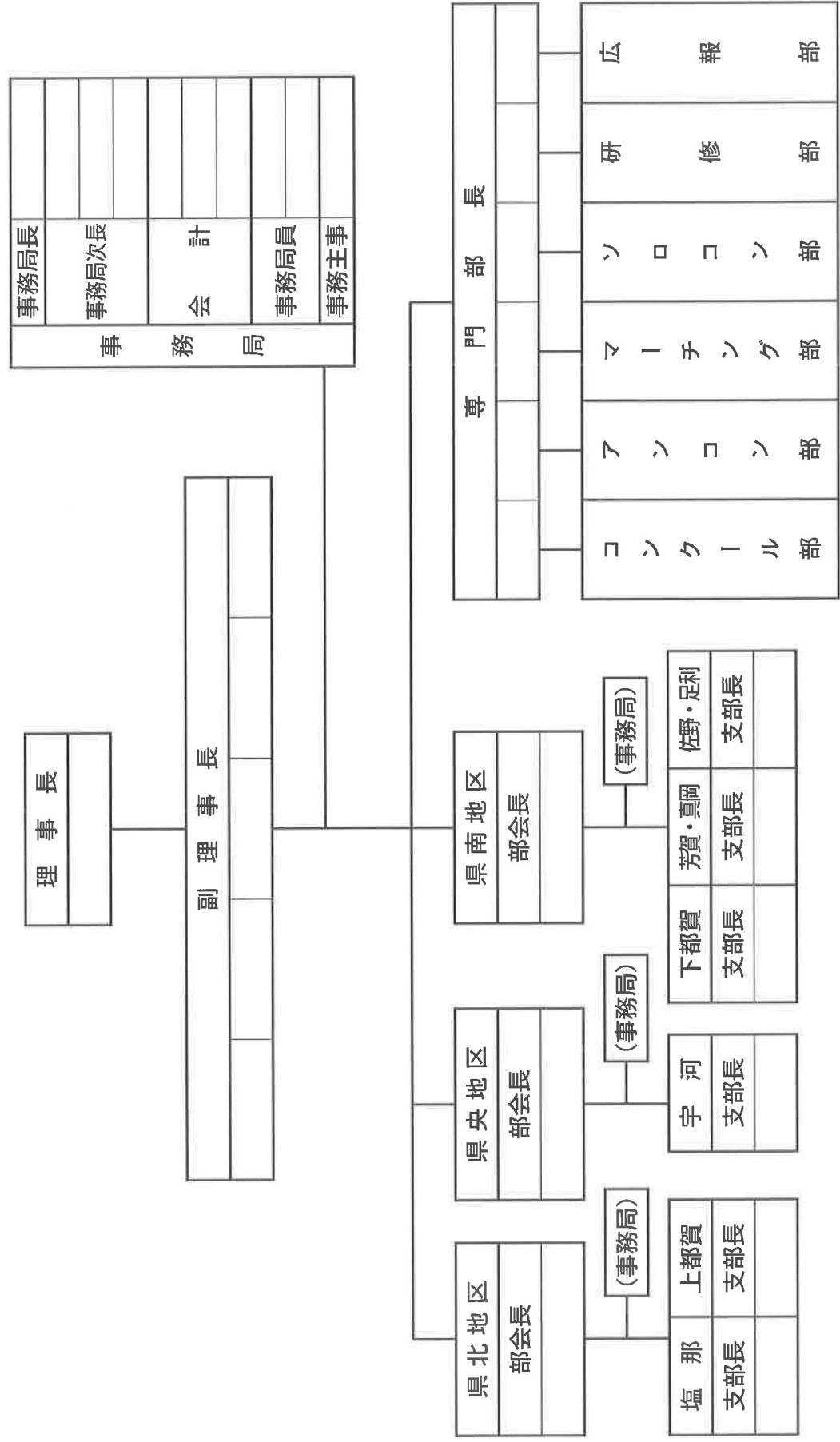
令和3年度 栃木県吹奏楽連盟各地区別補助金一覧

地区	地区団体数	支部	支部団体数	地区補助金		支部分配案
				支給額		
県北	63	塩 那	35	281,000	156,000	
		上 都 賀	28		125,000	
県央	65	宇 河	65	290,000	290,000	
県南	96	芳賀・真岡	29	429,000	130,000	
		下 都 賀	43		192,000	
		佐野・足利	24		107,000	
合計	224		224	1,000,000	1,000,000	

※地区支給額算出基準 $1,000,000 \times (\text{地区加盟団体数}) \div (\text{県加盟団体数})$

支部分配案算出基準 $(\text{地区支給額}) \times (\text{支部加盟団体数}) \div (\text{地区加盟団体数})$

令和3年度県吹連組織図



令和3年度(2021年度)栃木県吹奏楽連盟 理事及び専門部一覧

支部代表者										
	部 長	副部長	事務局	県北地区			県央地区		県南地区	
				塩那	上都賀	宇河	下都賀	芳賀・真岡	佐野・足利	
支部長										
副支部長										
専門部										
コンクール部										
アンコン部										
マーチング部										
研修部										
広報部										

栃木県吹奏楽連盟

栃木県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、栃木県吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、東関東吹奏楽連盟に所属する。
- 第3条 本連盟の事務局を宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2Fに置く。

第2章 組 織

- 第4条 本連盟は、県北、県央、県南の3地区をもって組織する。
- 1 各地区は以下の6支部をもって組織する。
県北地区……塩那支部 上都賀支部
県央地区……宇河支部
県南地区……芳賀・真岡支部 下都賀支部 佐野・足利支部

第3章 目的及び事業

- 第5条 本連盟は県下吹奏楽団の交流を通じ、吹奏楽の普及と向上をはかる。
- 第6条 本連盟は前条の目的を達成するため、本部機関との連絡をもとに次の事業を行う。
- 1 吹奏楽に関する講習会・研修会等の開催
 - 2 吹奏楽育成に関する事業及び指導者の紹介
 - 3 演奏会・演奏旅行・吹奏楽祭・吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル・アンサンブルコンテスト・マーチングコンテスト・ソロコンテストの開催及び援助
 - 4 吹奏楽器・楽譜の紹介等
 - 5 諸表彰に関する事
 - 6 その他規約の範囲において適当と認めた事業

第4章 会員の登録・機関

- 第7条 本連盟の会員とは、吹奏楽団を1正会員とし、個人会員は準会員、その他の会員は賛助会員とする。会員の登録及び資格に関する規定は別に定める。
- 1 同一経営の団体であっても、学校長が異なる団体においては、別の団体として登録しなければならない。
 - 2 一般団体の所属支部は、その年度における団体の所在地を基準とする。

ただし、団体所在地が不定の場合は、代表者の居住地とする。また、年度途中での変更は認めない。

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- 1 事務局
- 2 専門部
 - ① コンクール部
 - ② アンサンブルコンテスト部（アンコン部と略することができる）
 - ③ マーチングコンテスト部（マーチング部と略することができる）
 - ④ ソロコンテスト部（ソロコン部と略することができる）
 - ⑤ 研修部
 - ⑥ 広報部

第5章 役 員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 理事長 1名
- 2 副理事長 若干名
- 3 地区部会長 各地区1名（副理事長兼任）
- 4 支部長 各支部1名
- 5 専門部長 各専門部1名（副理事長兼任）
- 6 理事 若干名
- 7 事務局長 1名
- 8 事務局次長 若干名
- 9 会計 3名
- 10 監事 2名

尚、4については副支部長を2名、各専門部についてはそれぞれ副部長1名を置くことができる。

第10条 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。

- 1 理事長はこの連盟の会務を統轄する。
- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 常任理事（理事長、副理事長、支部長、事務局長）は常任理事会を組織し、この連盟の運営を審議し、会務を遂行する。
- 4 常任理事及び理事（各副支部長、各副部長、事務局次長、会計）は理事会を組織し、この連盟の運営を審議する。
- 5 研修部長は会員の研修に関する任に当たる。
- 6 広報部長はこの連盟の広報に関する任に当たる。

- 7 地区部会長は、県連盟と連携を保ちつつ、その所属する地区の会務を統括する。
- 8 支部長は、県連盟及び地区と連携を保ちつつ、その所属する支部の会務を統括する。
- 9 コンクール、アンコン、マーチング、ソロコン部長は、実行委員会を組織し、それぞれの事業について常任理事会の指示に基づき、事務局と連携を保ちつつ、その企画・運営に当たる。
- 10 事務局はこの連盟の事業の運営に関する事務を司る。
- 11 会計は、この連盟及び各事業の会計を司る。
- 12 監事はこの連盟の会計を監査する。

第11条 本連盟に名誉会長、会長、副会長、名誉顧問、顧問を置くことができる。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 名誉会長 | 1名 |
| 2 | 会長 | 1名 |
| 3 | 副会長 | 若干名 |
| 4 | 名誉顧問 | 若干名 |
| 5 | 顧問 | 若干名 |

第6章 役員の選出及び任期

第12条 本連盟の役員の選出に当たっては次のように定める。

- 1 名誉会長、会長、副会長、名誉顧問、顧問は常任理事会の決議により理事長が推薦し、総会の承認を受ける。
- 2 この連盟の理事長は以下の条件を全て満たす理事の中から、理事会で互選し、総会の承認を受ける。
 - ① 本連盟の理事の在任期間が3期（6年間）以上である。
 - ② 理事に在籍中の諸会議及び諸行事への出席率が8割以上である。
 - ③ 5名以上の理事の推薦を得ている。
- 3 副理事長、各専門部長、地区部会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は理事長がこれを指名し、常任理事会の承認を経て、総会の承認を受ける。
- 4 支部長は各支部で以下の条件を満たす支部員の中から選出し、総会の承認を受ける。
 - ① 常任理事会への出席が可能である。（代理人は原則として認めない）
 - ② 連盟主催の諸行事への出席が可能である。

③ 本規約第10条に記す役員の任務を踏まえ、本連盟の運営に協力が可能である。

5 各専門部の副部長は、各専門部の部長が指名し、常任理事会の承認を受ける。

6 役員の重任は避けることを原則とする。(ただし、各専門部長、地区部会長を除く)

第13条 本連盟の役員の任期に当たっては次のように定める。

1 役員の任期は2ヶ年とし、その年の総会から次の改選年の総会までとする。なお、再選は妨げない。ただし、補充により選出された役員の任期は前任役員の任期満了と同時に終わるものとする。

2 任期中に、理事長が何らかの理由により、その任を遂行できなくなった場合には、副理事長の中から代行者を互選し、理事長の職務を代行する。ただし、代行者の任期は前任理事長の任期満了と同時に終わるものとする。

第14条 役員の解任

本連盟の役員が以下に記すいずれかの項目に該当する場合は、常任理事会の決議（過半数の賛成）によりその任を解くことができる。

① 触法行為により、法的機関の処罰を受けたとき。

② 自らの利益を得るために、役員としての職権を利用したと、常任理事会が判断したとき。

③ その年度1年間における本連盟主催の諸会議や諸行事への出席が少なかったとき。

ただし、常任理事会においては代理人を認めない。

④ 意図的に著しく本連盟の運営を妨害する行為を行ったと、常任理事会が判断したとき。

第7章 会 議

第15条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、三役会、事務局会とする。

第16条 総会は毎年1回、理事長が招集する。

第17条 理事会は常任理事及び理事をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。

第18条 常任理事会は常任理事をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。ただし、理事長の要請により他の役員を参加させることができる。

第19条 三役会は理事長、副理事長、事務局長をもって組織し、必要に応じて理事長が招集する。

第20条 事務局会は事務局長、事務局次長、会計をもって組織し、原則として毎月隔週ごとに2回開催する。

また、必要に応じて事務局長が招集する。

第21条 会議の議長は総会にあっては支部長の中から選出し、常任理事会・理事会にあっては、副理事長がこれにあたる。

第22条 会議の定足数及び議決の方法は次の通りとする。

- 1 総会、理事会、常任理事会はその構成員の半数以上の出席者をもって成立する。ただし、総会、理事会においては委任状によって予め他に委任する意志を示したものは、出席者とみなす。
- 2 常任理事会においては他に委任することを認めない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、理事長が決する。

第23条 会議のうち総会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 年間活動方針・計画及び予算に関すること。
- (2) 前年度の事業及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約改正に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第24条 会議のうち常任理事会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 総会が承認した活動方針遂行に必要な事項。
- (2) 役員、会員、名誉職に関すること。
- (3) その他必要な事項。

第25条 会議のうち理事会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 規約実施にともなう必要事項について。

第8章 会計及び会費

第26条 本連盟の運営資金は、事業収入、会費・協賛金、並びに寄付金をもってこれに当てる。

本連盟の会費は

正会員（本連盟の目的及び事業に賛同し、本連盟主催の諸行事に参加する、吹奏楽活動を行う団体）

小学生部門	8,400円
中学校部門	16,400円
高等学校部門	18,400円
大学部門	20,400円
職場部門	20,400円
一般部門	20,400円

準会員（本連盟の目的及び事業に賛同する個人）

1 名 8,000円

賛助会員（本連盟の目的および事業に賛同する団体）

1 口 40,000円（複数口申込可）

とし、新たに加盟する団体の入会金は10,000円とする。

会費は毎年定められた日までに、その年度分を事務局へ納入するものとする。

第27条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

第28条 この規約の実施について必要な事項は別に定める。

第29条 この規約は昭和34年度総会で承認された日から実施する。

第30条 この規約は昭和46年度総会で承認された日から改正実施する。

第31条 この規約は昭和51年度総会で承認された日から改正実施する。

第32条 この規約は昭和54年度総会で承認された日から改正実施する。

第33条 この規約は昭和56年度総会で承認された日から改正実施する。

第34条 この規約は昭和58年度総会で承認された日から改正実施する。

第35条 この規約は昭和60年度総会で承認された日から改正実施する。

第36条 この規約は平成元年度総会で承認された日から改正実施する。

第37条 この規約は平成5年度総会で承認された日から改正実施する。

第38条 この規約は平成8年度総会で承認された日から改正実施する。

第39条 この規約は平成11年度総会で承認された日から改正実施する。

第40条 この規約は平成13年度総会で承認された日から改正実施する。

第41条 この規約は平成14年度総会で承認された日から改正実施する。

第42条 この規約は平成15年度総会で承認された日から改正実施する。

第43条 この規約は平成16年度総会で承認された日から改正実施する。

第44条 この規約は平成17年度総会で承認された日から改正実施する。

第45条 この規約は平成19年度総会で承認された日から改正実施する。

第46条 この規約は平成24年度総会で承認された日から改正実施する。

第47条 この規約は平成26年度総会で承認された日から改正実施する。

第48条 この規約は平成27年度総会で承認された日から改正実施する。

第49条 この規約は平成31年度総会で承認された日から改正実施する。

加盟団体に関する登録規定

平成31年 4 月29日

本連盟規約第7条により、加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条（部 門）

- 1 部門は、小学生、中学校、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる学校の団体は、前項のそれぞれの学校部門に所属するものとする。
- 3 小学生部門は、学校教育法に基づく小学校または校内外で活動する単独校・複数校混合の小学生から成る団体とする。
- 4 大学部門は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、都道府県を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することができる。
- 5 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。
- 6 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。

第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
 - (2) 中学校部門 同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童は認める。）
 - (3) 高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める。）
 - (4) 大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。
 - (5) 職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
 - (6) 一般部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

※同一学校とは学校長が同一の学校とする。

- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各事業への参加については、実施規定の定めるところによる。

第4条（加盟の手続）

- 1 加盟団体は、栃木県吹奏楽連盟に所属するものとする。
- 2 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、会員連盟規約及びその他の施行細則のすべてを承認するものとする。
- 3 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて栃木県吹奏楽連盟事務局に申請するものとする。
 - (1) 加盟申込書（栃木県吹奏楽連盟の所定書式による）
 - (2) 栃木県吹奏楽連盟が請求する書類
 - (3) 入会金・会費等

第5条（義務）

- 1 加盟団体は、栃木県吹奏楽連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に書面で事務局に届け出ること。
- 3 総会など、会議に出席するとともに、栃木県吹奏楽連盟が主催する行事に参加・協力すること。

第6条（退会・除名）

- 1 加盟団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続して登録となる。
- 2 退会しようとする団体は、その理由を付し、書面で退会届を提出するものとする。
- 3 会費を1年以上滞納した場合には、任意に退会したものとする。
- 4 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、常任理事会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。
 - (1) 加盟団体としての義務に違反したとき
 - (2) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき
 - (3) 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
- 5 既納の会費は、如何なる事由があっても返還しない。
- 6 任意に退会した団体は、1年以内に再加盟することはできない。また、除名された団体は、3年以上を経たのち、常任理事会の承認を得て再加盟することができる。

第7条（付則）

- 1 この規定は、常任理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、平成31年4月20日より施行する。

栃木県吹奏楽連盟規約改正案

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、栃木県吹奏楽連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟会員、東関東吹奏楽連盟に所属する。
- 第 3 条 本連盟の事務局を宇都宮市明保野町 5-8 サンダービル 2F に置く。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本連盟は、県北、県央、県南の 3 地区をもって組織する。
- 2 各地区は以下の 6 支部をもって組織する。

県北地区……塩那支部 上都賀支部
県央地区……宇河支部
県南地区……芳賀・真岡支部 下都賀支部 佐野・足利支部

第 3 章 目的及び事業

- 第 5 条 本連盟は県下吹奏楽団体の交流を通じ、吹奏楽の普及と向上をはかる。
- 第 6 条 本連盟は前条の目的を達成するため、本部機関との連絡をもとに次の事業を行う。
- (1) 吹奏楽に関する講習会・研修会等の開催
 - (2) 吹奏楽育成に関する事業及び指導者の紹介
 - (3) 演奏会・演奏旅行・吹奏楽祭・吹奏楽コンクール・小学生バンドフェスティバル・アンサンブルコンテスト・マーチングコンテスト ~~ソロコンテスト~~ の開催及び援助
 - (4) 吹奏楽器・楽譜の紹介等
 - (5) 諸表彰に関すること
 - (6) その他規約の範囲において適当と認めた事業

第 4 章 会員の登録・機関

- 第 7 条 本連盟の会員とは、吹奏楽団を 1 正会員とし、個人会員は準会員、その他の会員は賛助会員とする。会員の登録及び資格に関する規定は別に定める。
- 2 同一経営の団体であっても、学校長が異なる団体においては、別の団体として登録しなければならない。
 - 3 一般団体の所属支部は、その年度における団体の所在地を基準とする。ただし、団体所在地が不定の場合は、代表者の居住地とする。また、年度途中での変更は認めない。
- 第 8 条 本連盟に次の機関を置く。
- (1) 事務局
 - (2) 専門部
 - ① コンクール部
 - ② アンサンブルコンテスト部 (アンコン部と略することができる)
 - ③ マーチングコンテスト部 (マーチング部と略することができる)
 - ~~④ ソロコンテスト部 (ソロコン部と略することができる)~~
 - ④ 研修部
 - ⑤ 広報部

第 5 章 役 員

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 地区部会長 | 各地区 1 名(副理事長兼任) |
| (4) 支部長 | 各支部 1 名 |
| (5) 専門部長 | 各専門部 1 名(副理事長兼任) |
| (6) 理事 | 13 名 |
| (7) 事務局長 | 1 名 |
| (8) 事務局次長 | 若干名 |
| (9) 会 計 | 3 名 |
| (10) 監 事 | 2 名 |

尚、(4) については副支部長を 2 名、(5) については副部長を 1 名置くことができる。

2 理事長、副理事長をもって常任理事とし、常任理事、支部長、事務局長をもって理事とする。

第 10 条 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 理事長はこの連盟の会務を統轄する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐する。
- (3) ~~常任理事(理事長、副理事長、支部長、事務局長)~~ 及び事務局長は常任理事会を組織し、この連盟の運営を審議し、会務を遂行する。
- (4) ~~常任理事及び理事(各副支部長、各副部長、事務局次長、会計、支部長、事務局長)~~ は理事会を組織し、この連盟の運営を審議する。
- (5) 研修部長は会員の研修に関する任に当たる。
- (6) 広報部長はこの連盟の広報に関する任に当たる。
- (7) 地区部会長は、県連盟と連携を保ちつつ、その所属する地区の会務を統括する。
- (8) 支部長は、県連盟及び地区と連携を保ちつつ、その所属する支部の会務を統括する。
- (9) コンクール、アンコン、マーチング部長、~~ソロコン部長~~は、実行委員会を組織し、それぞれの事業について~~常任~~理事会の指示に基づき、事務局と連携を保ちつつ、その企画・運営に当たる。
- (10) 事務局はこの連盟の事業の運営に関する事務を司る。
- (11) 会計は、この連盟及び各事業の会計を司る。
- (12) 監事はこの連盟の会計を監査する。

第 11 条 本連盟に~~名誉会長~~、会長、副会長、~~名誉顧問~~、顧問を置くことができる。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 名誉会長 | 1 名 |
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 名誉顧問 | 若干名 |
| (3) 顧 問 | 若干名 |

第 6 章 役員の選出及び任期

第 12 条 本連盟の役員の選出に当たっては次のように定める。

- (1) ~~名誉会長~~、会長、副会長、~~名誉顧問~~、顧問は常任理事会の決議により理事長が推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) この連盟の理事長は以下の条件を全て満たす理事の中から、理事会で互選し、総会の承認を受ける。
 - ① 本連盟の理事の在任期間が3期（6年間）以上である。
 - ② 理事に在籍中の諸会議及び諸行事への出席率が8割以上である。
 - ③ 5名以上の理事の推薦を得ている。
- (3) 副理事長、各専門部長、地区部会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は理事長がこれを指名し、~~常任~~理事会の承認を経て、総会の承認を受ける。
- (4) 支部長、~~副支部長~~は各支部で以下の条件を満たす支部員の中から選出し、総会の承認を受ける。
 - ① ~~常任~~理事会への出席が可能である。（代理人は原則として認めない）
 - ② 連盟主催の諸行事への出席が可能である。
 - ③ 本規則第10条に記す役員の任務を踏まえ、本連盟の運営に協力が可能である。
- (5) 各支部の副支部長は、支部長が指名し、総会の承認を受ける。
- (6) 各専門部の副部長は、各専門部の部長が指名し、総会の承認を受ける。
- (7) 役員の重任は避けることを原則とする。（ただし、各専門部長、地区部会長を除く）

第 13 条 本連盟の役員の任期に当たっては次のように定める。

- (1) 役員の任期は2ヶ年とし、その年の総会から次の改選年の総会までとする。なお、再選は妨げない。ただし、補充により選出された役員の任期は前任役員の任期満了と同時に終わるものとする。
- (2) 理事長の在任期間は最大5期（10年）を原則とする。
- (3) 任期中に、理事長が何らかの理由により、その任を遂行できなくなった場合には、副理事長の中から代行者を互選し、理事長の職務を代行する。ただし、代行者の任期は前任理事長の任期満了と同時に終わるものとする。

第 14 条 役員の解任

本連盟の役員が以下に記すいずれかの項目に該当する場合は、~~常任~~理事会の決議（過半数の賛成）によりその任を解くことができる。

- (1) 触法行為により、法的機関の処罰を受けたとき。
- (2) 自らの利害を得るために、役員としての職権を利用したと、~~常任~~理事会が認めたとき。
- (3) その年度1年間における本連盟主催の諸会議や諸行事への出席が、~~極端に~~少なかったとき。ただし、~~常任~~理事会においては代理人・委任状を認めない。
- (4) 意図的に著しく本連盟の運営を妨害する行為を行ったと、~~常任~~理事会が判断したとき。

第 7 章 会 議

第 15 条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、~~三役会~~、事務局会とする。

第 16 条 総会は毎年1回、理事長が招集する。

第 17 条 理事会は~~常任理事及び~~理事をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。ただし、理事長の要請により他の役員を参加させることができる。

第 18 条 常任理事会は常任理事~~及び事務局長~~をもって組織し、必要に応じ理事長が招集する。

~~第 19 条 三役会は理事長、副理事長、事務局長をもって組織し、必要に応じて理事長が招集する。~~

第 19 条 事務局会は事務局長、事務局次長、~~事務局員~~、会計をもって組織し、原則として毎月隔週ごとに2回開催する。また、必要に応じて事務局長が招集する。

第 20 条 会議の議長は総会にあっては支部長の中から選出し、~~常任理事会~~理事会にあっては、副理事長がこれにあたる。

第 21 条 会議の定足数及び議決の方法は次の通りとする。

- (1) 総会、理事会、~~常任理事会~~はその構成員の半数以上の出席者をもって成立する。ただし、総会、~~理事会~~においては委任状によって予め他に委任する意志を示したものは、出席者とみなす。
- (2) ~~常任理事会~~においては他に委任することを認めない。
- (3) 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、理事長が決する。

第 22 条 会議のうち総会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 年間活動方針・計画及び予算に関すること。
- (2) 前年度の事業及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約改正に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第 23 条 会議のうち~~常任理事会~~に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 総会が承認した活動方針遂行に必要な事項。
- (2) 役員、会員、名誉職に関すること。
- (3) その他必要な事項。

第 24 条 ~~会議のうち理事会に付議される事項は次のとおりである。~~

~~(1) 規約実施にともなう必要事項について。~~
会議のうち常任理事会に付議される事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画および運営に関すること
- (2) 会計執行上の問題点に関すること
- (3) その他必要な事項

第 8 章 会計及び会費

第 25 条 本連盟の運営資金は、事業収入、会費・協賛金、並びに寄付金をもってこれに当てる。

本連盟の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員（本連盟の目的及び事業に賛同し、本連盟主催の諸行事に参加する、吹奏楽団体）

小 学 生 部 門 8, 400 円

中 学 校 部 門 16, 400 円

高等学校 部 門 18, 400 円

大 学 部 門 20, 400 円

職場・一般 部 門 20, 400 円

- (2) 準会員（本連盟の目的及び事業に賛同する個人）

1 名 8, 000 円

- (3) 賛助会員（本連盟の目的および事業に賛同する団体）

1 口 40, 000 円（複数口申込可）

~~とし~~ 2 新たに加盟する団体の入会金は10, 000円とする。

- 3 会費は毎年定められた日までに、その年度分を事務局へ納入するものとする。

第 26 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

第27条	この規約は昭和34年度総会で承認された日から改正実施する。
第28条	この規約は昭和46年度総会で承認された日から改正実施する。
第29条	この規約は昭和51年度総会で承認された日から改正実施する。
第30条	この規約は昭和54年度総会で承認された日から改正実施する。
第31条	この規約は昭和58年度総会で承認された日から改正実施する。
第32条	この規約は昭和60年度総会で承認された日から改正実施する。
第33条	この規約は平成元年年度総会で承認された日から改正実施する。
第34条	この規約は平成5年度総会で承認された日から改正実施する。
第35条	この規約は平成8年度総会で承認された日から改正実施する。
第36条	この規約は平成11年度総会で承認された日から改正実施する。
第37条	この規約は平成13年度総会で承認された日から改正実施する。
第38条	この規約は平成14年度総会で承認された日から改正実施する。
第39条	この規約は平成15年度総会で承認された日から改正実施する。
第40条	この規約は平成16年度総会で承認された日から改正実施する。
第41条	この規約は平成17年度総会で承認された日から改正実施する。
第42条	この規約は平成19年度総会で承認された日から改正実施する。
第43条	この規約は平成24年度総会で承認された日から改正実施する。
第44条	この規約は平成26年度総会で承認された日から改正実施する。
第45条	この規約は平成27年度総会で承認された日から改正実施する。
第46条	この規約は令和3年度総会で承認された日から改正実施する。
第47条	
第48条	

栃木県吹奏楽連盟 表彰規定

- 1 連盟会員の内、下記に該当する者を表彰する。
 - (1) 全国表彰
 - ① 全日本吹奏楽連盟主催の各種大会に、3年連続出場した団体。
 - ② 全日本吹奏楽連盟主催の各種大会で、金賞を受賞した団体。
 - ③ 上記①②の団体の指導者。
 - (2) 東日本表彰
 - ① 東日本学校吹奏楽大会に、3年連続出場した団体。
 - ② 東日本学校吹奏楽大会で、金賞を受賞した団体。
 - ③ 上記①②の団体の指導者。
- 2 賞の内容については、以下の通りとする。
 - (1) 団体へは表彰状とトロフィーを贈呈する。
 - (2) 指導者へは表彰状とカップを贈呈する。
- 3 表彰は翌年の総会の席上、行う。
但し出演者各人への表彰は年度内に行う。
- 4 出場祝金
全日本吹奏楽連盟主催の各種大会並びに東日本学校吹奏楽大会に出場する団体へ祝金を贈呈する。祝金の金額は、常任理事会において決定する。
- 5 付記 平成11年5月7日実施
平成18年4月29日実施

令和 2 年度 各種大会成績

令和 2 年度は吹奏楽コンクール及びマーチングコンテストは新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止したため、開催する予定の日程のみ掲載します。

○第62回 栃木県吹奏楽コンクール（宇都宮市文化会館）

- ◇小学生部門 8 月 9 日(日)
- ◇中学校 A 部門 8 月 8 日(土)
- ◇中学校 B 部門 第 1 組 7 月 29 日(水)
第 2 組 7 月 30 日(木)
代表選考会 8 月 7 日(金)
- ◇高等学校 A 部門 8 月 7 日(金)
- ◇高等学校 B 部門 7 月 31 日(金)
- ◇高等学校 C 部門 7 月 31 日(金)
- ◇高等学校 D 部門 7 月 31 日(金)
- ◇大学部門 8 月 9 日(日)
- ◇職場・一般部門 8 月 9 日(日)

○第33回 栃木県マーチングコンテスト 8 月 27 日(木)

第19回 栃木県小学生バンドフェスティバル（栃木県立県南体育館）

8 月 27 日(木)

- ◇第19回 栃木県小学生バンドフェスティバル
- ◇第33回栃木県マーチングコンテスト A 部門
- ◇第33回栃木県マーチングコンテスト B 部門

○第52回 栃木県アンサンブルコンテスト（宇都宮市文化会館） 12月27日(日)

◇小学生の部

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
真岡キッズハーモニー	金管 8 重奏	金	○	高根沢町立阿久津小学校	金管 8 重奏	金	
栃木市立栃木第三小学校	打楽器 3 重奏	金	○	高根沢町立阿久津小学校	打楽器 3 重奏	金	○
真岡キッズハーモニー	木管 8 重奏	金	○	益子町立益子小学校	木管 7 重奏	金	○

◇中学校の部

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
真岡市立真岡東中学校	木管 5 重奏	金	○	幸福の科学学園中学校	木管 3 重奏	金	○
宇都宮市立雀宮中学校	打楽器 3 重奏	金	○	宇都宮市立河内中学校	打楽器 3 重奏	金	○
高根沢町立阿久津中学校	金管 6 重奏	金		宇都宮市立泉が丘中学校	クラリネット 3 重奏	金	○
高根沢町立阿久津中学校	サクソフォン 3 重奏	金	○	宇都宮市立雀宮中学校	クラリネット 3 重奏	金	
真岡市立真岡西中学校	打楽器 3 重奏	金	○				

◇高等学校の部

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
作新学院高等学校	金管 8 重奏	金		県立宇都宮中央女子高等学校	金管 8 重奏	金	○
作新学院高等学校	木管 8 重奏	金	○	県立真岡女子高等学校	クラリネット 4 重奏	金	○
県立佐野高等学校	打楽器 6 重奏	金	○	幸福の科学学園高等学校	木管 3 重奏	金	○
県立宇都宮中央女子高等学校	サクソフォン 4 重奏	金	○	作新学院高等学校	木管 7 重奏	金	○

◇大学の部

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
作新学院大学	木管 8 重奏	金	○	白鷗大学ウインド オーケストラ	木管 3 重奏	金	○

◇職場・一般の部

学 校 名	編 成	賞	県代表	学 校 名	編 成	賞	県代表
宇都宮北高吹奏楽部OBOGバンド	金管 8 重奏	金	○	宇都宮 brass サエティ	金管 4 重奏	金	○
ゼーレン・フォルクス・オルケスタ	金管 8 重奏	金	○				

2021年度(令和3年度) 栃木県吹奏楽連盟行事予定表(案) ※新型コロナウイルス感染症の状況により変更します。 4月11日現在

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	水	1	土	1	火	1	木	1	日	1	水	1	金	1	月	1	水	1	土	1	火	1	火
2	金	2	日	2	水	2	金	2	月	2	木	2	土	2	火	2	木	2	日	2	水	2	水
3	土	3	月	3	木	3	土	3	火	3	金	3	日	3	水	3	金	3	月	3	木	3	木
4	日	4	火	4	金	4	日	4	水	4	土	4	月	4	木	4	土	4	火	4	金	4	金
5	月	5	水	5	土	5	月	5	木	5	日	5	火	5	金	5	日	5	水	5	土	5	土
6	火	6	木	6	日	6	火	6	金	6	水	6	土	6	土	6	月	6	木	6	日	6	日
7	水	7	金	7	月	7	水	7	土	7	火	7	木	7	日	7	火	7	金	7	月	7	月
8	木	8	土	8	火	8	木	8	日	8	水	8	金	8	月	8	水	8	土	8	火	8	火
9	金	9	日	9	水	9	金	9	月	9	木	9	土	9	火	9	木	9	日	9	水	9	水
10	土	10	月	10	木	10	土	10	火	10	金	10	日	10	水	10	金	10	月	10	木	10	木
11	日	11	火	11	金	11	日	11	水	11	土	11	月	11	木	11	土	11	火	11	金	11	金
12	月	12	水	12	土	12	月	12	木	12	日	12	火	12	金	12	日	12	水	12	土	12	土
13	火	13	木	13	日	13	火	13	金	13	水	13	土	13	土	13	月	13	木	13	日	13	日
14	水	14	金	14	月	14	水	14	土	14	木	14	日	14	日	14	火	14	金	14	月	14	月
15	木	15	土	15	火	15	木	15	日	15	金	15	月	15	月	15	水	15	土	15	火	15	火
16	金	16	日	16	水	16	金	16	月	16	土	16	土	16	火	16	木	16	日	16	水	16	水
17	土	17	月	17	木	17	土	17	火	17	金	17	日	17	水	17	金	17	月	17	木	17	木
18	日	18	火	18	金	18	日	18	水	18	土	18	月	18	木	18	土	18	火	18	金	18	金
19	月	19	水	19	土	19	月	19	木	19	日	19	火	19	金	19	日	19	水	19	土	19	土
20	火	20	木	20	日	20	火	20	金	20	水	20	土	20	土	20	月	20	木	20	日	20	日
21	水	21	金	21	月	21	水	21	土	21	金	21	日	21	日	21	火	21	金	21	月	21	月
22	木	22	土	22	火	22	木	22	日	22	水	22	月	22	月	22	水	22	土	22	火	22	火
23	金	23	日	23	水	23	金	23	月	23	土	23	土	23	火	23	木	23	日	23	水	23	水
24	土	24	月	24	木	24	土	24	火	24	金	24	日	24	水	24	金	24	月	24	木	24	木
25	日	25	火	25	金	25	日	25	水	25	土	25	月	25	木	25	土	25	火	25	金	25	金
26	月	26	水	26	土	26	月	26	木	26	日	26	火	26	金	26	日	26	水	26	土	26	土
27	火	27	木	27	日	27	火	27	金	27	水	27	土	27	土	27	月	27	木	27	日	27	日
28	水	28	金	28	月	28	水	28	土	28	木	28	日	28	日	28	火	28	金	28	月	28	月
29	木	29	土	29	火	29	木	29	日	29	金	29	月	29	月	29	水	29	土	29	火	29	火
30	金	30	日	30	水	30	金	30	月	30	土	30	土	30	火	30	木	30	日	30	水	30	水
31		31	月			31	土		火			31	日			金	金	31	月			木	木